

ぎふベジロゴマークの使用に関する要綱

平成30年3月12日 決裁
改正 令和3年2月18日 決裁
改正 令和4年3月29日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、特産農産物のブランド化を図るため、ぎふベジロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 連携地域 岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町及び本巣郡北方町の区域をいう。
- (2) ぎふベジ 連携地域で生産され、又は収穫される別表第1に掲げる農産物
- (3) 物品等 ロゴマークを使用する商品若しくは景品若しくはこれらのパッケージ又はこれらに準ずるものをいう。

(ロゴマーク)

第3条 ロゴマークは、別表第2のとおりとする。

(使用用途)

第4条 ロゴマークは、農業イベント、農産物の販売その他の「ぎふベジ」のブランド化に資する事業、活動等（以下「事業等」という。）に関する物品等に使用するものとする。

(申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、ぎふベジロゴマーク使用承認申請書（様式第1号。次項において「使用承認申請書」という。）を市長に提出することにより、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 連携地域の市町が使用するとき。
 - (2) 連携地域内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設において教育を目的に使用するとき。
 - (3) 報道機関（広報誌、雑誌等を発行する機関を含む。）が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。
- 2 使用承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) ロゴマークを使用する事業等の内容が確認できる書類（個人（個人事業主を除く。）が申請する場合を除く。）
 - (2) ロゴマークの具体的な使用内容が確認できる企画書又は図案
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用承認)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、ぎふベジロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に使用の承認（以下「使用承認」という。）を通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしないものとする。

(1) 申請者（団体にあつては、その役員を含む。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) ロゴマークの使用が次のいずれかに該当するとき。

ア 第4条に規定するロゴマークの使用用途に反するおそれがあるとき。

イ 市の信用を害するおそれがあるとき。

ウ 法令又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれがあるとき。

エ 特定の政治、思想又は宗教に係る活動に利用されるおそれがあるとき。

オ 不当な利益を得る目的で利用されるおそれがあるとき。

カ 第三者の利益を害すると認められるとき。

キ 適正な使用方法に従って使用しないことが明らかなきとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不適当と認められる特段の事情があるとき。

3 市長は、使用承認に際し、その使用の方法について条件を付することができる。

4 市長は、使用承認をしないときは、ぎふベジロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用承認を受けた日から当該日が属する年度の3月31日までの期間において、ロゴマークを使用することができるものとする。

2 使用者は、前項の期間の満了後においても継続してロゴマークを使用しようとするときは、当該期間の満了前に改めて使用承認の申請をし、使用承認を受けるものとする。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認（次条第2項の規定による使用の変更の承認（以下「変更承認」という。）を受けた場合にあつては、変更承認）を受けた内容と異なる使用をしないこと。

(2) 第6条第3項又は次条第2項の規定により付された条件に従うこと。

(3) ロゴマークの使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 別に定めるぎふベジロゴマークデザインマニュアルに従い、ロゴマークを適切に使用すること。

(5) 物品等の品質、役務の内容等が市から保証されたものである等の誤解を与えるような使

用をしないこと。

- (6) 物品等の製造又は役務の提供を他の者に委託して行わせるときは、その受託者がこの要綱の規定に違反しないよう管理、監督その他必要な措置を講ずること。
- (7) ロゴマークを含む商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (8) 物品等の製造及び販売に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(承認内容の変更)

第10条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、ぎふベジロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。この場合において、使用承認の申請の際に提出した第5条第2項各号に掲げる書類に変更があるときは、変更後の当該書類を併せて提出するものとする。

2 第6条の規定は、前項の規定による変更承認の申請に準用する。

(承認の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が第6条第2項各号に掲げる事項に該当することが判明したとき。
- (2) 使用者が第9条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- (3) 使用承認の申請又は変更承認の申請の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ロゴマークを使用することが不相当と認められる特段の事情があるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消すときは、ぎふベジロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、物品等の使用、配布、販売、掲示等又は役務の提供をしてはならない。

(使用の中止)

第12条 使用者は、ロゴマークの使用を中止しようとするときは、ぎふベジロゴマーク使用中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(報告等)

第13条 使用者は、物品等の完成品（以下この項において「完成品」という。）を、その完成の日の翌日から起算して30日以内に市長に提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難である場合にあっては、写真その他の完成品の状況を確認できる資料を提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、ロゴマークの使用状況について、使用者に報告させ、又は調査することができる。

(責任)

第14条 市は、ロゴマークの使用により生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。第11条第1項の規定によるロゴマークの使用承認の取消しにより生じた損害についても同様とする。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 使用者は、物品等により第三者に損害を与えたときは、誠実にこれを処理するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

米

ほうれんそう

こまつな

ねぎ

ブロッコリー

だいこん

たまねぎ

えだまめ

なす

トマト

梨

ぶどう

柿

いちご

にんにく

栗

マンゴー

ささげ

唐辛子

アスパラガス

レタス

ぎんなん

れんこん

別表第2（第3条関係）

ぎふベジ
ロゴマーク



ぎふベジロゴマーク使用承認申請書

（あて先）岐阜市長

（申請者）

住所

氏名

（団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

ぎふベジロゴマークの使用に関する要綱を遵守することを誓約し、同要綱第5条第1項の規定により、下記のとおりロゴマークの使用の承認を申請します。なお、市が必要な場合は、暴力団等の該当の有無について（同要綱第6条第2項第1号関係）、警察に照会すること及びその照会に協力することを承諾します。

記

使 用 目 的			
具体的な使用内容 （製造数量、販売価格、販売・使用場所等）			
使 用 期 間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）		
担 当 者	住 所	〒	
	所 属		氏 名
	電 話		F A X
	E - mail		

添付書類

- 1 ロゴマークを使用する事業等の内容が確認できる書類（個人（個人事業主を除く。）が申請する場合を除く。）
- 2 ロゴマークの具体的な使用内容が確認できる企画書又は図案
- 3 その他市長が必要と認める書類

ぎふベジロゴマーク使用（変更）承認通知書

様

岐阜市長



年 月 日付けで申請のありました、ぎふベジロゴマークの使用又は使用の変更について、ぎふベジロゴマークの使用に関する要綱第 条第 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認番号	
承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日
条 件	

特記事項

- 1 ぎふベジロゴマークの使用に関する要綱（以下「要綱」という。）に規定する事項を遵守すること。なお、要綱の規定は、必要に応じて改正することがあるため、注意すること。
- 2 物品等の完成品を、その完成の日の翌日から起算して30日以内に市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難である場合は、写真その他の完成品の状況を確認できる資料を提出すること。
- 3 使用承認を受けた内容を変更する場合は、ぎふベジロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けること。
- 4 上記の承認期間の満了後においても引き続きぎふベジロゴマークを使用しようとする場合は、承認期間の満了前にぎふベジロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、改めて承認を受けること。

様式第3号（第6条、第10条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

ぎふベジロゴマーク使用（変更）不承認通知書

様

岐阜市長



年 月 日付けで申請のありました、ぎふベジロゴマークの使用又は承認内容
の変更について、ぎふベジロゴマークの使用に関する要綱 の規定により、下記
の理由により承認しませんので、通知します。

記

【承認しない理由】

ぎふベジロゴマーク使用変更承認申請書

（あて先）岐阜市長

（申請者）

住所

氏名

（団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

年 月 日付け承認番号 で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、ぎふベジロゴマークの使用に関する要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

変 更 内 容				
変 更 理 由				
担 当 者	住 所	〒		
	所 属		氏 名	
	電 話		F A X	
	E-mail			
備 考				

※ 使用承認申請の際に提出した書類に変更がある場合は、変更後の当該書類を併せて提出すること。

様式第5号（第11条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

ぎふベジロゴマーク使用承認取消通知書

様

岐阜市長



年 月 日付け承認番号 のぎふベジロゴマークの使用承認について、ぎふベジロゴマークの使用に関する要綱第11条第1項の規定により、下記の理由により取り消しますので、通知します。

記

【取消理由】

ぎふベジロゴマーク使用中止届

（あて先）岐阜市長

（申請者）

住所

氏名

（団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

年 月 日付け承認番号 で承認を受けた、ぎふベジロゴマークについて、下記のとおり使用を中止するので、ぎふベジロゴマークの使用に関する要綱第12条の規定により届け出ます。

記

使用中止日	年 月 日
中止する理由	
備考	